

奈良県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十四号

奈良県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例

奈良県高等学校等修学支援基金条例（平成二十一年十月奈良県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県高等学校等修学等支援基金条例

第一条中「生徒」の下に「及び東日本大震災により被災し、経済的理由により就学が困難な幼児、児童又は生徒」を加え、「及び奨学金の貸与」を「奨学金の貸与等」に、「奈良県高等学校等修学支援基金」を「奈良県高等学校等修学等支援基金」に改める。

第五条中「その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
- 二 国からその財源に充てるために交付金等の交付を受けた事業の完了後において、なお当該交付金等を基金として積み立てた額に残余がある場合に、その残余の額を国庫に納付するための財源に充てるとき。

附則第三項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十四年六月三十日」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（奈良県特別会計設置条例の一部改正）
- 2 奈良県特別会計設置条例（昭和三十九年三月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「高等学校等修学支援基金繰入金」を「高等学校等修学等支援基金繰入金」に改める。